

# 第3次佐賀型中小事業者応援金 Q&A (よくあるお問合せ)

令和3年9月29日現在

	質問	回答
	1.概要	
1-1	第3次佐賀型中小事業者応援金(以下「応援金」という。)の概要教えてください。	令和3年7月から10月のいずれかの月(以下「対象月」という。)が令和元年又は令和2年の同月(以下「比較対象月」という。)と比較して新型コロナウイルス感染症の影響により売上が20%以上減少している中小企業小規模事業者を対象に、法人20万円、個人事業主15万円を支給するものです。
1-2	支給された応援金の使い方に制限はありますか。	使途は限定されていないため、各申請者の状況に応じて事業継続のため広くお使いください
1-3	令和3年の売上が令和元年又は令和2年の売上と比較して20%以上減少していれば、即対象となりますか。	新型コロナウイルス感染症拡大による売上減少が要件になります。 ※売上減少要因を確認する場合があります。
1-4	他の補助金と、応援金の併給は可能ですか。	応援金は、第5期、6期佐賀県時短要請協力金との併給はできませんが、他の給付金や協力金、各種補助金等との併給は可能です。 しかし、他の給付金や協力金、各種補助金を運用する他の自治体等によっては併給できない場合があるので制度を運用する自治体等にご確認ください。
1-5	今回の応援金は課税対象となりますか。また申告の必要はありますか。	所得税、法人税については課税対象となるため、税法に則った手続きをしてください。詳細については、税務署にご確認ください。
1-6	第1次、第2次の応援金を受給したが第3次も受給できますか。	第1次、第2次受給実績者でも受給審査は行います。そのため、受給出来ない場合もあるため、手引書やQ&Aを熟読し受給条件を再度ご確認ください。
1-7	いつ支給されますか。	書類の不足がない場合、申請書が応援金相談センター(以下「応援金センター」という。)に到着してから3~4週間程度での支給を予定しています。 申請が立て込む受付期間の後半は、さらに時間を要することも想定されますので、早めの申請をお願いします。また、申請内容に何らかの確認を必要とする場合や不備が多い場合は、支給まで時間を要してしまうことがあります。

	質問	回答
1-8	審査状況を教えていただくことができますか。	<p>今回も応援金受付件数が多いことが想定されます。そのため個別の審査状況をお答えすることができません。審査内容に不備等がある場合は、応援金センターから申請書に記載された連絡先にご連絡をいたします。</p> <p>また、郵送で書類をご提出される場合は、簡易書留やレターパックなど申請者が郵送状況を追跡できる方法でご提出ください。</p>
1-9	提出書類の記載内容等は、正確なものでないでしょうか。	<p>提出書類により審査を行いますので、売上額などの記載内容、提出書類に間違いがないようにしてください。</p> <p>※提出前に再度記入漏れや記入ミス等がないかご確認の上ご提出ください。</p>
1-10	審査結果の内容を教えてください。	<p>審査結果については、お答えしておりません。また、文書等でのご回答も致しておりませんのでご了承ください。</p> <p>※審査の結果、応援金の交付が確定した方に対しては、交付通知を郵送します。</p>

	質問	回答																	
	2.対象者																		
2-1	どのような事業者が対象となりますか。	<p>この応援金の対象となる中小企業者及び個人事業主とは、「中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者(会社法上の会社)の範囲」又は「中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に定める中小企業団体等」を基本としております。具体的には以下の通りです。</p> <p>【中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者の範囲】</p> <table border="1" data-bbox="954 446 1977 742"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">中小企業者 (下記いずれかを満たすこと)</th> </tr> <tr> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業、建設業、運輸業、 その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に定める中小企業団体等】 (中小企業団体等の種類)</p> <p>第三条 この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 事業協同組合</li> <li>二 事業協同小組合</li> <li>三 削除</li> <li>四 信用協同組合</li> <li>五 協同組合連合会</li> <li>六 企業組合</li> <li>七 協業組合</li> <li>八 商工組合</li> <li>九 商工組合連合会</li> </ol>	業種	中小企業者 (下記いずれかを満たすこと)		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	小売業	5,000万円以下	50人以下
業種	中小企業者 (下記いずれかを満たすこと)																		
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数																	
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	3億円以下	300人以下																	
卸売業	1億円以下	100人以下																	
サービス業	5,000万円以下	100人以下																	
小売業	5,000万円以下	50人以下																	

	質問	回答
2-2	農林漁業者は申請対象となりますか。	原則対象外です。しかし、許認可を取得し製造、加工業、宿泊業等の事業を行っている事業者等については、当該事業部分についてのみ対象事業者とします。
2-3	スナックやバーは申請対象となりますか。	風営法に基づく「性風俗関連特殊営業」又は「当該営業に係る『接待業務受託営業』」でないこと、また時短協力金を受給していない又、今後申請する予定がない場合は申請対象となります。
2-4	フリーランスや業務委託に基づく従業員等は、今回の応援金の対象となりますか。	以下の条件で働く先は申請対象外となります。 ①作業場、事務所、店舗を有していない。 ②雇用者、外注費がない ③報酬の収入先が単数である ただし、上記の条件先でも個人事業税納付対象先である場合は、応援金の対象となりますので詳しくは応援金センターにお問い合わせください。
2-5	給与所得がある場合、副業している場合、は応援金の申請ができますか。	給与所得がある場合、その給与所得が非正規雇用の給与収入であり、かつ給与・雑所得に係る収入と事業収入を比較して、最も大きい収入(以下、「主たる収入」という。)が、事業収入である場合に限り対象となります。 ※非正規雇用収入とは、パート、派遣、期限付き雇用収入などです。 ※正規雇用の給与収入がある方は、事業収入があっても対象外となります。
2-6	NPO法人は、対象となりますか。	農林漁業、医療・福祉サービス業を除く事業収入が売上月額条件を満たし、当該事業収入が売上減少要件に該当する団体は応援金の対象となります。 ただし、事業収入がある証拠書類として活動計算書、決算書等の提出が必要となります。 ※事業収入とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入のみを対象とします。
2-7	不動産収入で応援金を申請することができますか。	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少であり、その他要件を満たすようであれば応援金を申請することができます。 ※売上減少の要因例:新型コロナウイルスの影響でテナント先が倒産し家賃収入が減少した等です。
2-8	佐賀県内に事業所を有する、県外本店法人や県外在住の個人事業主は対象となりますか。	法人は登記上の住所、個人事業主は住民票の住所が佐賀県内にある方が対象となるため原則対象外です。 ただし、法人で登記上の本店住所に実態がなく佐賀県内にしか事実上の事務所がない場合や個人事業主で自宅住所は県外だが事業所が佐賀県内のみしかない場合等については、個別に確認させていただき判断致します。 ※確認資料として市県民税の納税証明書及び事業所が佐賀県のみであると客観的に証明できる任意の資料をご提出ください。

	質問	回答
2-9	佐賀県内の事業所だけだと20%以上減少しているが、他県にある事業所を含む全体では20%減少していない。この場合は、対象となるか	佐賀県内の事業所のみで売上が20%以上減少している場合は申請対象となります。ただし、他県分も含む事業全体で令和元年あるいは令和2年の同月と比較した場合において売上が増加している場合は、対象外となります。 ※佐賀県内に本店登記等がある場合は、上記での対応をお願い致します。 ※佐賀県外に本店登記等があり、申請時点で本店住所に実態がなく佐賀県内にしか事実上の事務所がない場合は、応援金相談センターにご相談ください。
2-10	個人事業者が法人成り(法人化)を行った場合どうなりますか。	法人成りの場合、法人での申請となります。法人成りした証拠書類として法人設立届等や廃業届の提出が必要となります。売上減少の比較については、同一事業であれば個人事業者の時の売上と比較してください。他事業が含まれる場合は、個別での判断となりますので応援金相談センターにお問い合わせください。
2-11	法人が個人事業主となった場合(個人成り)はどのようになるか	個人成りの場合、個人での申請となります。個人成りした証拠書類として開業届や廃業届の提出が必要となります。売上減少の比較については、同一事業であれば法人の時の売上と比較してください。他事業が含まれる場合は、個別での判断となりますので応援金相談センターにお問い合わせください。
2-12	個人事業主で事業継承をした場合、対象となりますか。	事業継承の場合、事業継承した証拠書類として開業届や廃業届の提出が必要となります。売上減少の比較については、同一事業であれば事業継承前の売上と比較してください。他事業が含まれる場合は、個別での判断となりますので応援金相談センターにお問い合わせください。
2-13	飲食業は対象となりますか。	第5期、6期の佐賀県時短要請協力金の交付を受けた又は受ける予定の事業者は対象外になります。
2-14	医療・福祉サービス業で対象となりますか	医療・福祉サービス業は申請対象外となります。ただし、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所(日本標準産業分類番号:8351)及びその他の療術業(日本標準産業分類番号:8359)を運営する事業者、又は薬局等で小売りのみの事業収入(売上)である場合は、応援金の対象となります。 ※薬局等については、医薬品販売の店舗販売業許可証の提出が必要となります。 ※事業内容が複数ある中で医療・福祉サービス業が含まれる場合も申請対象外となります。

	質問	回答
2-15	<p>中小企業団体である協同組合です。組合員からの付加金収入が20%以上減少した場合対象となるか。</p>	<p>組合員からの定額の付加金のような事業性が認められない収入の場合、対象となりません。売上減少要件の対象となる収入は事業収入である必要があります。  事業収入は、例えば、組合員の売上に応じて組合に入ってくる販売手数料収入などが考えられます。証拠書類として事業収入と分かる決算書等の提出が必要となります。  ※事業収入とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入や株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入のみを対象とします。  ※申請手続きについては応援金相談センターにご相談ください。</p>
2-16	<p>大規模集客施設時短要請協力金の交付を受けた場合、応援金の申請・交付に関係がありますか。</p>	<p>応援金の申請・交付に関係があるため、詳しくは、応援金相談センターにお問い合わせください。</p>
	<h3>3.申請手続きについて</h3>	
3-1	<p>申請はどのようにしたらよいか</p>	<p>申請は郵送又はオンラインで受け付けます。県のHPに申請書類を掲載していますのでご確認ください。  なお、持参窓口は設けておりません。感染拡大の防止の観点からご協力をお願いします。  県HP:<a href="https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00380542/index.html">https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00380542/index.html</a></p>
3-2	<p>申請はいつからできますか</p>	<p>申請受付期間は以下となります。  郵送受付：令和3年9月29日(水)～11月30日(火)  ※令和3年11月30日消印有効  オンライン受付：令和3年9月29日(水)～11月30日(火)  ※令和3年11月30日23時59分までに送信を完了してください。</p>
3-3	<p>申請にはどのような書類が必要ですか</p>	<p>ケース毎に必要な書類が異なる場合がありますので手引書やQ&amp;Aをご確認ください。不明な場合は、応援金相談センターにご連絡ください。</p>

	質問	回答
3-4	提出に必要な確定申告書(決算書)の控えに収受印がない場合、どうしたらよいですか。	<p>【電子申請をしている法人や個人事業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書の上部に「電子申告の日付」と「受付番号」の記載のあるものについては、収受印があるものとみなします。</li> <li>・上記記載がないものについては、受信通知を提出してください。(受信通知とは、「申告書あの氏名または名称、提出先税務署、受付日付及び申告した税目などが表示された、申告等が税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるもの」です)</li> </ul> <p>【紙で確定申告を提出し、収受印がない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業者の場合で、税務署に閲覧請求により、提出した確定申告書の写真で収受印が確認できる場合には、写真でもかまいません。</li> <li>・法人、個人事業者共に事業所得金額が確認できる資料(納税証明書等)をご提出ください。</li> </ul> <p>※第1次または第2次で提出した確定申告書(決算書)に収受印がない場合は、収受印のある資料の提出をお願いします。</p>
3-5	所得がないため確定申告をしていない場合はどうしたらよいですか。	住民税申告書類様式の写し(収受印押印のもの)をご提出ください。住民税申告書類様式の写しの提出ができない場合は、住民税の納税証明書をご提出ください。
3-6	提出に必要な確定申告書の控えが手元にないが、どうしたらよいですか。	確定申告書等を提出した税務署にて閲覧要求及び開示請求を行うことができます。詳しくは、税務署にご確認ください。
3-7	誓約書は自作してもよいか	いいえ。必ず所定の様式(県HPに掲載)をご利用ください。なお、誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署をお願いします。
3-8	口座振替申請書の申請者と口座名義が異なってよいか。	振込先口座は申請者本人の口座に限ります。
3-9	追加で書類の提出を求められることはありますか。	必要最小限で審査を進めますが、審査の過程において、別途資料の提出を求められることがあります。なお、期限までに提出を求めた書類の提出がない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は不交付として決定させていただきます。また、提出書類は返却いたしません。

	質問	回答
3-10	申請書や売上台帳に記入する売上は税込み、税抜きどちらかですか	どちらでも結構です。但し、「申請書に記入する売上金額」と「売上月額が確認できる書類（法人概況説明書2ページ目や青色申告決算書2ページ目、売上台帳に記入する売上金額）」が一致していることを確認してください。
3-11	応援金を複数回受給することができますか	複数回の受給はできません。誤って複数回受給した場合は交付決定を取り消します。この場合、申請者は応援金を返金するとともに加算金（応援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）の支払いを求められる場合があります。
3-12	個人事業主です。屋号は必要ですか	事業実態を把握するために屋号の記入をお願い致します。
3-13	申請後に申請内容の誤り等に気づいた場合はどうしたらよいですか。	申請後、申請内容に誤りに等に気づいた場合は、応援金センターにご連絡ください。なお、実態と異なる書類を偽造して提出し、応援金を受給しようとする行為は不正受給に当たります。
3-14	その他必要書類とはどのようなものですか	営業実態の確認等のために許認可証等の書類やQ&Aなどで必要と思われる書類等を想定しています。
3-15	法人税確定申告書別表一がありません。どうしたらよいですか。	応援金は、事業収入による売上の減少が要件となっていますので、法人税確定申告書別表一がないと審査対象外となります。
3-16	センターから依頼された書類を提出しなかったらどうなりますか。	応援金相談センターが依頼した書類の提出がない場合は、審査ができないため応援金は不交付となります。その際、すでに頂いている書類の返還はいたしません。 ※誓約書の「7」を参照してください。
3-17	法人だが、法人事業概況説明書を作成していません。どうしたらよいですか。	法人事業概況説明書がない場合は、売上台帳等の売上が分かる資料にて比較します。
3-18	第三者が申請手続きをする場合は、委任状が必要ですか	委任状は必要ありません。申請者は申請内容を必ず確認し誓約書の代表者氏名欄に自署してください。ただし、同一申請者名義で複数回の申請になりうることから原則、申請手続きは、申請者自身で行ってください。 ※連絡者欄が第三者の場合、申請者との関係を確認致します。また、申請内容に関することは原則申請者本人にお問い合わせとなりますのでご了承ください。



	質問	回答
3-19	<p>「第3次佐賀型中小事業者応援金」交付申請書の「<input type="checkbox"/>第5期以降の佐賀県時短要請協力金の交付を受けた又は、受ける予定はありません。」には、協力金を受けていない人、又は受ける予定がない人が<input checked="" type="checkbox"/>をしたらよいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。            ※表現にご指摘をいただいたため、県HPのダウンロード用の申請用紙該当部の表現を「第5期以降の佐賀県時短要請協力金を申請していません。また申請予定もありません。」と表現を修正しました。            修正前の申請用紙でも、<input type="checkbox"/>に<input checked="" type="checkbox"/>を入れてそのままお使い頂けます。</p>
4.売上減少要件		
4-1	売上減少の比較について	『第3次佐賀型中小事業者応援金』に係る申請手引の◆売上減少のケースをご参考ください。
4-2	算出方法における事業収入とは何ですか	<p>法人においては、確定申告書類における売上(収入)を指します。            個人については、確定申告書類における事業収入と不動産収入を指します。</p>
4-3	法人だが、法人事業概況説明書の売上(収入)高欄は千円単位となっているが、千円単位で比較したらよいですか。	<p>比較対象月の確認資料は千円単位となっても問題はありませんので比較月の売上は、円単位で記載してください。            ただし、減少率が20%前後となる場合は、比較対象月の売上を円単位で記載してください。</p>
4-4	合併、店舗拡大を行ったが事業収入はどのように比較したらよいか。	<p>合併後、店舗拡大後の事業収入で比較できる場合は、その事業収入で比較してください。比較できない場合、合併前、店舗拡大前の全体の事業収入で比較してください。</p>

	質問	回答
	5.特例措置	
5-1	創業特例について (令和元年10月～令和2年9月までに創業した方への特例措置)	令和元年10月以降に創業された法人又は、個人事業主の方で、令和2年5月以降の新型コロナウイルスの影響により売上が伸びなかった場合は、創業扱いと致します。収受印が押印された開業届を提出して申請手続きを行ってください。 ※審査で追加で資料をお願いする場合があります。
5-2	病休特例について (比較対象月に休業していた場合の特例措置)	休業していたことが確認できるものが提出できる場合において、創業間もない場合と同様に事業を再開して以降最も売上月額が多い月(例:令和3年1月)と令和3年7月から10月までのいずれかの月の売上額を比較してください。
5-3	水害特例 (令和3年8月豪雨災害を受け、必要書類の提出が難しい方に対する特例措置)	8月豪雨で水害に合い、必要書類が提出できない場合は、罹災証明を提出することで一部必要書類を簡略化することができます。詳しくは、応援金相談センターにお問い合わせください。
5-4	時短要請特例	時短要請期間(令和3年8月20日～9月12日)に応じた売上比較も出来ますので、単月による売上が出来ない法人又は、個人事業主の方は「第3次佐賀型中小事業者応援金」に係る申請手引の◆売上減少の比較ケースをご確認ください。